

あおもりの 国保

2025

4

第416号

青森県国民健康保険団体連合会

●あおもりの国保 第416号 contents

国保連だより

「あおもりの国保」発行方法変更のお知らせ 1

あなたのまちにズームイン！

未来を育む健康なまちづくりを目指して（三沢市）..... 2

県だより

がん・生活習慣病対策課長就任所感

青森県健康医療福祉部

がん・生活習慣病対策課課長 山田 淑子 4

データベースコーナー

1人当たり医療費は前年度に比べ1万6千円増加

—令和5年度における本県の国保加入者数、国保医療費等の状況—... 5

特定健診・保健指導ともにコロナ以前の水準に未だ戻らず

—令和5年度における本県の特定健診・特定保健指導実施率（速報値）—... 8

こくほ随想

令和6年度を振り返る

公益財団法人医療科学研究所 相談役 江利川 毅 10

自治体病院開設者協議会だより

第50回（令和7年度）青森県自治体医学会開催日程のお知らせ..... 12

国保連だより

令和7年度保健協力員総会・研修会の開催について 13

市町村職員対象研修会のお知らせ 14

青森県国保連合会事務局組織図及び事務分担 15

第三者行為損害賠償求償事務についてのお知らせ..... 16



表紙の説明

「三沢アメリカンデー」

6月に開催されるこのイベントでは、ハーレーや米軍使用車両500台ほどのパレードが圧巻です。アメリカ各州のグルメを取り揃えたフードコートや米空軍バンドによるコンサートも大人気。街中がアメリカ色になる1日です！

写真提供：三沢市



「あおもりの国保」発行方法変更のお知らせ

機関誌「あおもりの国保」では、本会に関する情報に加え、国保保険者等に執筆いただいた特長的な事業等についても定期的に情報発信してきたところですが、本号をもって終了することといたしました。

長年にわたり、ご協力いただきありがとうございます。でした。

今後は随時（これまでは季刊）本会に関するトピックス記事を中心にスピーディーにお知らせ（本会ホームページに掲載）できるよう努めて参りますので、引き続きよろしくお願いいたします。

「あおもりの国保」に関する
ご意見・ご感想はこちらまで

青森県国民健康保険団体連合会 事業振興課

TEL 017-718-4973

E-mail jigyo@aomori.kokuhoren.jp

あなたのまちに
ブームイン!

未来を育む 健康なまちづくりを目指して

今回は三沢市から市民の健康
寿命延伸のために実施している
取組を紹介していただきます。

食生活改善推進員による栄養教室

三沢市の紹介

当市は青森県の南東部に位置しており、三沢空港、青い森鉄道三沢駅を有し、交通の便が良く、県南地域の交通拠点としての役割を担っています。特に三沢空港は在日米軍、航空自衛隊及び民間航空の三者が共同使用している国内唯一の飛行場であり、全国有数の航空施設がある空のまちとして、また、米軍人及びその家族が暮らし、異国情緒漂う国際文化都市として独自の発展を遂げています。

国民健康保険の状況

令和7年3月末現在、当市の人口は約3万6924人（うち国保被保険者数は6862人）で、国保加入率は約19%、高齢化率は約28%となっており国や県と比較すると低いですが、高齢化のスピードが徐々に増えています。また、令和5年度における国保の1人当

たり医療費（入院＋入院外＋歯科）は、約30万円（前年度比約4・5%増）となっています。

保健事業の取組

①糖尿病等重症化予防

当市の糖尿病による標準化死亡比は、男女ともに国平均と比較して約2倍となっています。

さらに、国保と後期高齢者の双方で、全体の医療費に占める糖尿病や人工透析の割合が高いことから、糖尿病を重要な健康課題として位置づけており、改善に向けた取組として、食生活改善推進員による栄養教室の開催や、未受診者・治療中断者への受診勧奨、腎機能低下の有所見者に対する戸別訪問等を行っています。

②特定健診受診率向上

令和5年度の特定健診受診率は国保で約27%と、国や県の平均を下回る状況が続いています。受診

率向上に向けた取組の一例として、各種健（検）診のウェブ申込や特定健診の無料化、健診後のフォローアップの充実を図り、継続受診を目指しています。また、未受診者対策として勧奨はがきによる個別通知を行っており、受診に前向きになってもらえるよう、

受診状況等の傾向によりメッセージのパターンを変えるなどの工夫をしています。

歯科口腔保健の推進に向けた取組

本市の特徴的な保健事業として、歯科口腔保健の推進が挙げられます。令和6年度から



歯科衛生士によるオーラルフレイル予防講座

ら歯周疾患検診の対象年齢に20歳、30歳が追加されたことにより、本市においても妊娠期及び乳幼児から後期高齢者まで受診者数が増加しています。特に、令和5年度の後期高齢者歯科健康診査の受診率は約11%で、県内トップとなっています。また、医療、福祉、教育の垣根を越えて、多くの関係機関の協力のもと、フッ素洗口を実施しているほか、介



医療・介護連携研修「こっちゃり研修会」

や地域包括ケアを積極的に行っていますが、マンパワーだけでは各個人の健康状態の把握や病気の発症、重症化予防にまで行き届かないこともあり、もどかしさを感じることが多々あります。健康長寿を実現するためには、住民一人ひとりの意識の変容も必要だと考えます。年代や性別にかかわらず、皆が自発的に健康へ関心を持ち、健康で心豊かに暮らせることが目指すべき未来であり、その一助になることが我々の担うべき役割であると考えます。

目指すべき未来に向けて

すべての住民が健康で健やかに生活できるよう、様々な保健事業



がん・生活習慣病

対策課長 就任所感

青森県健康医療福祉部
がん・生活習慣病対策課

課長 山田 淑子

(やまだ よしこ)

略 歴

平成30年 東青地域県民局地域健康福祉部保健総室

(東地方保健所) 健康増進課長

令和3年 健康福祉部がん・生活習慣病対策課

健やか力推進グループマネージャー

令和5年 健康福祉部がん・生活習慣病対策課

課長代理

令和7年 健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課

課長

県では、令和6年3月に策定した「第三次青森県健康増進計画」に基づき、「健康寿命の延伸と早世の減少」を目標とした活動を展開しています。

市町村や職域の皆さまの御活躍もあり、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる健康寿命については、男女とも着実に延伸しています。

また、平均寿命についても男女とも着実に延伸しているものの、全国と比較すると依然差があり、特に、悪性新生物や脳卒中、心筋梗塞による死亡率が全国平均よりも高い状況が続いています。

このため、県では生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための生活習慣の改善やがん検診の受診率向上

に向けた取組などを進めてきたところですが、今年度は新たに、職域におけるがん検診の受診機会を拡大するため、事業主検診と市町村が実施する大腸がん検診を一緒に受診できる仕組みの構築に取り組むこととしているほか、生活習慣病の中でも死因に占める割合が高い脳卒中・心血管病の最大要因である高血圧症について、県内では、治療が必要であるにもかかわらず適切な治療が開始されない、いわゆる「クリニカル・イナーシャ」の状態の方が多くことから、こうした方々を減らす取組を実施することとしています。

具体的には、医師など医療提供者の皆様に対し、高血圧症に係る適時適切な治療について、再認識いただくとともに、県民の皆様に対しては、治療の必要性についての啓発に併せ、習慣的な血圧測定と、治療が必要な場合の治療開始を促すため、抽選により賞品が当たるキャンペーンを実施し、高血圧症の治療に向けた動機付けを強化することとしています。

健康づくりは一朝一夕には成果が出にくい分野ですが、引き続き市町村・職域の皆さまと連携しながら、保健事業の更なる拡充を目指したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

データベースコーナー

1人当たり医療費は前年度に比べ1万6千円増加 —令和5年度における本県の国保加入者数、国保医療費等の状況—

本県の国保加入者数は、高齢化の進行や被用者保険の適用拡大により年々減少しております。

それに伴い国保医療費も減少傾向にあるものの、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響による入院・手術制限の解除等に伴い、入院医療費が大幅な増となったことから、前年度に比べ増加しました。

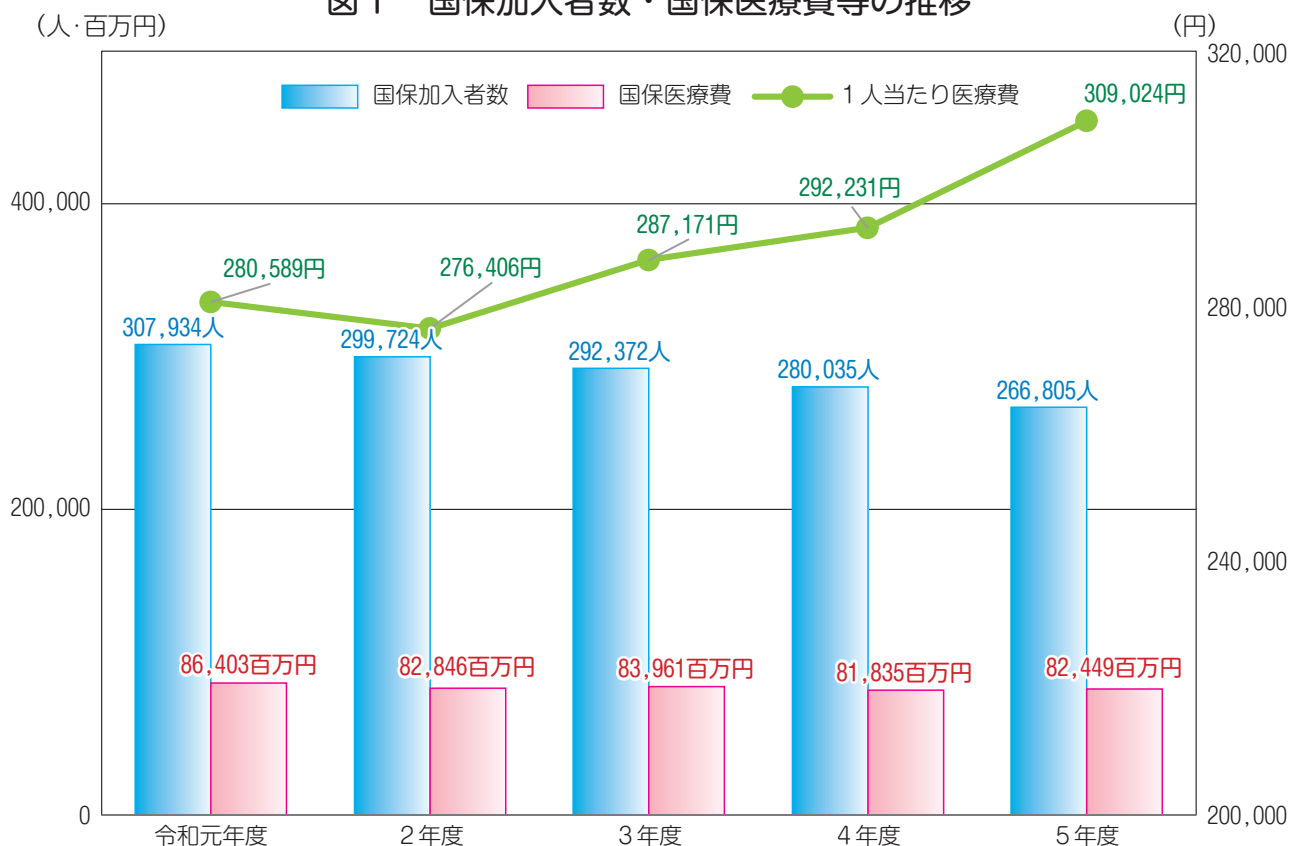
また、1人当たり医療費は医療の高度化等の影響も相俟って、前年度に比べると16,973円増となっています。（図1参照）

国保加入者数は、ここ5年の間に4万人以上減少しているため、保険税（料）の増収が難しいことから、国保制度の安定運営に向け、これまで以上に医療費の適正化に関する取組が必要です。

特に、新型コロナウイルス感染症の流行に端を発した受診控えに伴い、疾病の重症化が非常に懸念されていることから、医療や健（検）診の適正受診を促す取組が重要です。

こういった医療費や保険税（料）等の状況は本会作成の『国民健康保険図鑑』（令和5年度実績等を取りまとめた「令和6年度版」は3月19日付けで本会ホームページに掲載）に詳しく掲載しておりますので参考にしてください。

図1 国保加入者数・国保医療費等の推移



$$\text{◎ 1人当たり医療費} = \frac{\text{国保医療費（入院+入院外+歯科）}}{\text{国保加入者数（年度平均）}}$$

◎各年度の事業年報（国民健康保険図鑑作成時点）より調製した。

1 人当たり医療費を3つの要素に分解してみると…

1. 受診率（国民健康保険図鑑 第1表より）

県平均は1,086.35（対前年度比2.57%増）となりました。（図2参照）

受診率は、一般的に受療環境の変化、感染症の突発的な流行などの影響を受けると言われており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う受診控えが大きく影響したことで大幅に低下しましたが、令和3年度以降は再び上昇しています。

2. 1件当たり日数（国民健康保険図鑑 第4表より）

県平均（合計）は1.79日（対前年度比0.01日増）と13年ぶりに増加しました。（図3参照）

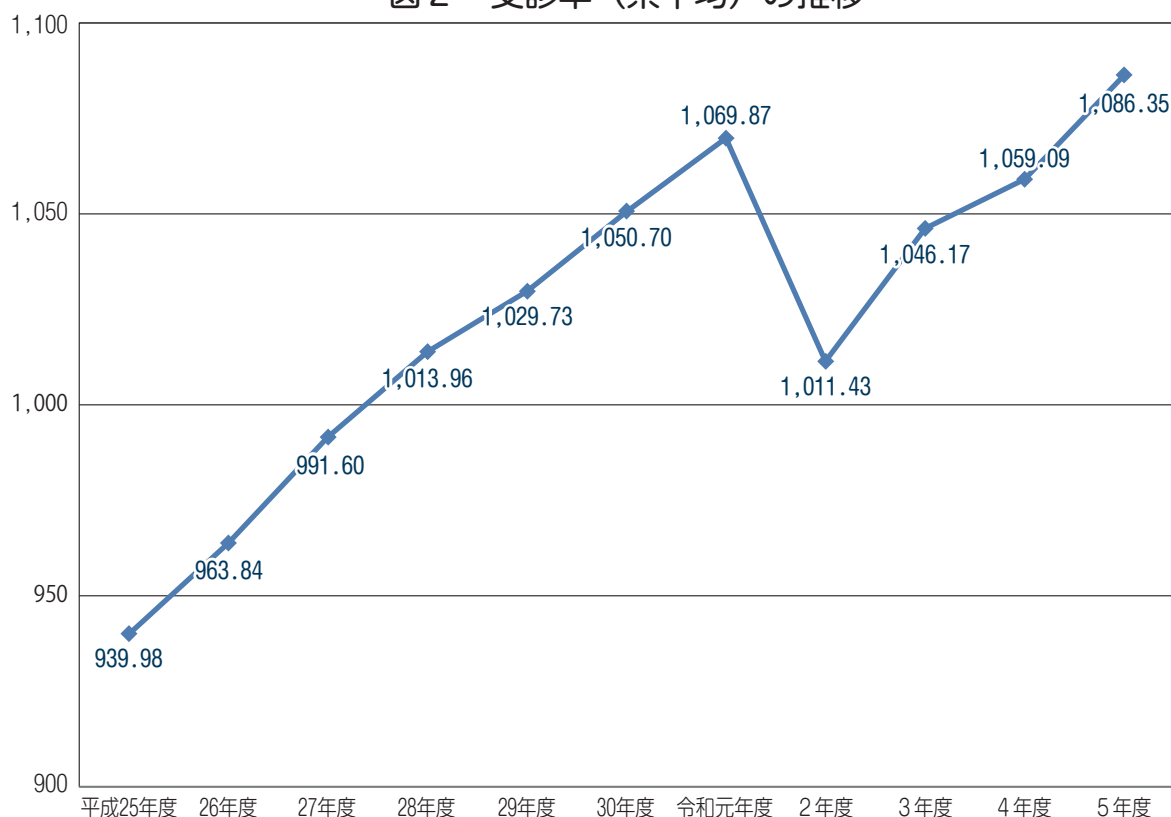
入院・入院外等別でみると、入院のみが前年度に比べ増加しています。

3. 1日当たり医療費（国民健康保険図鑑 第5表より）

県平均（合計）は15,924円（対前年度比2.66%増）と7年連続で増加しました。（図4参照）

1日当たり医療費は、一般的に医療費改定や疾病構造、受療環境等に左右されやすいと言われています。

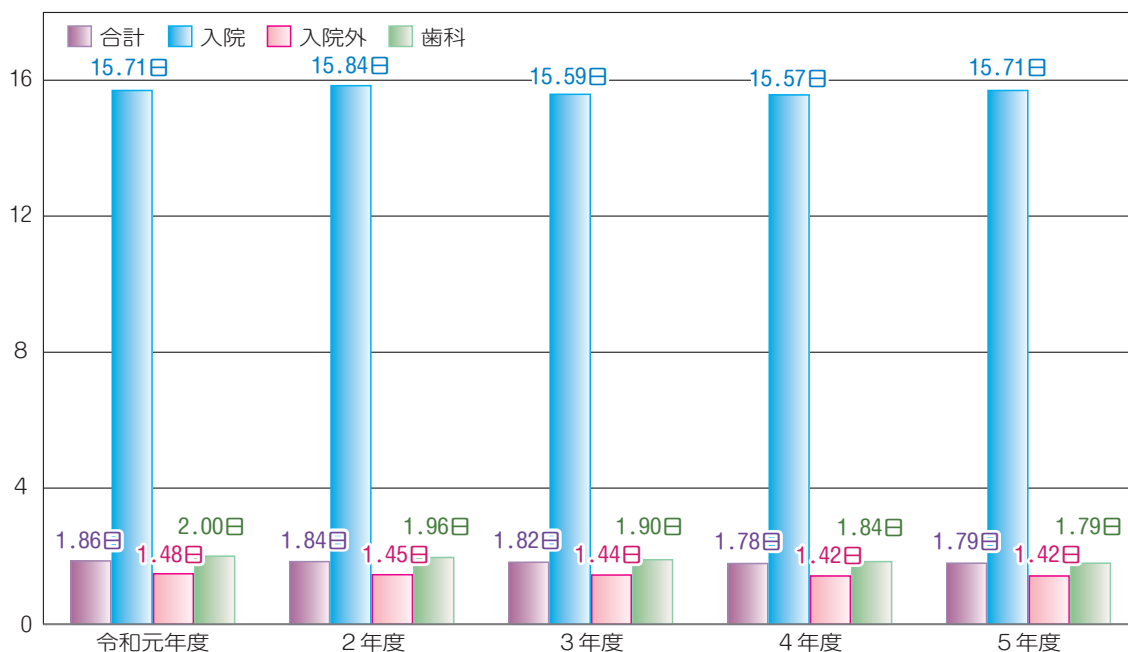
図2 受診率（県平均）の推移



$$\text{◎受診率} = \frac{\text{国保レセプト（入院+入院外+歯科）件数}}{\text{国保加入者数（年度平均）}} \times 100$$

◎各年度の事業年報（国民健康保険図鑑作成時点）より調製した。

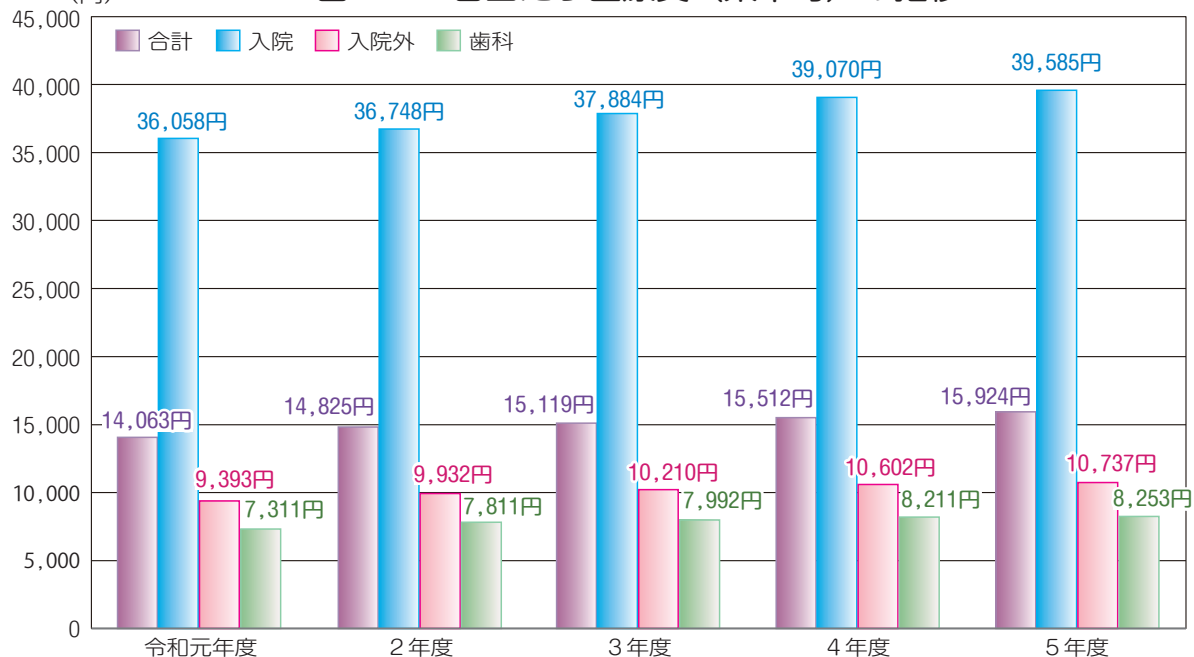
(日) 図3 1件当たり日数（県平均）の推移



$$\text{◎ 1件当たり日数} = \frac{\text{国保診療実日数}}{\text{国保レセプト件数}}$$

◎各年度の事業年報（国民健康保険図鑑作成時点）より調製した。

(円) 図4 1日当たり医療費（県平均）の推移



$$\text{◎ 1日当たり医療費} = \frac{\text{国保医療費}}{\text{国保診療実日数}}$$

◎各年度の事業年報（国民健康保険図鑑作成時点）より調製した。

特定健診未受診者対策の 取組を進めよう

1. 特定健診未受診者対策の重要性 ～1人でも多くの健診データを集めよう～

特定健診・特定保健指導は、各保険者におけるデータヘルス計画の中心となる保健事業として実施されており、近年は保険者努力支援制度の重点指標として位置づけられております。

しかしながら、左頁のとおり、本県市町村国保における特定健診実施率は、新型コロナウイルス感染症の流行前（令和元年度）の水準に戻りきっておらず、県平均（令和5年度実施分速報値）は37.8%にとどまっています。

青森県の特定健診対象者（100%）	
受診者（37.8%）	未受診者（62.2%）

※図1「特定健診実施率の推移」より

上表のとおり、本県では特定健診対象者の6割強の方々が未受診者であると推測されますが、データに基づいた保健事業を国が推進している中において、より多くの方々の健診結果情報を踏まえた計画策定や事業実施が求められることから、未受診者対策の強化が非常に重要です。

2. 特定健診実施率向上を目指した県内の取組

（1）受診しやすい環境づくり

- ① 早朝・夜間・休日の実施
- ② がん検診との同日実施
- ③ みなし健診の実施 など

（2）地域の人材資源の活用

- ① 保健協力員による受診勧奨・受診申込書配付
- ② 各団体とタイアップした受診勧奨 など

（3）その他

- ① ポイント（インセンティブ）の付与
- ② ダイレクトメールによる受診勧奨
- ③ 健康カレンダー等の配付
- ④ ハガキ等による再受診勧奨
- ⑤ テレビ、ラジオ、LINEを用いた広報活動 など



データベースコーナー

特定健診・保健指導ともにコロナ以前の水準に未だ戻らず

—令和5年度における本県の特定健診・特定保健指導実施率（速報値）—

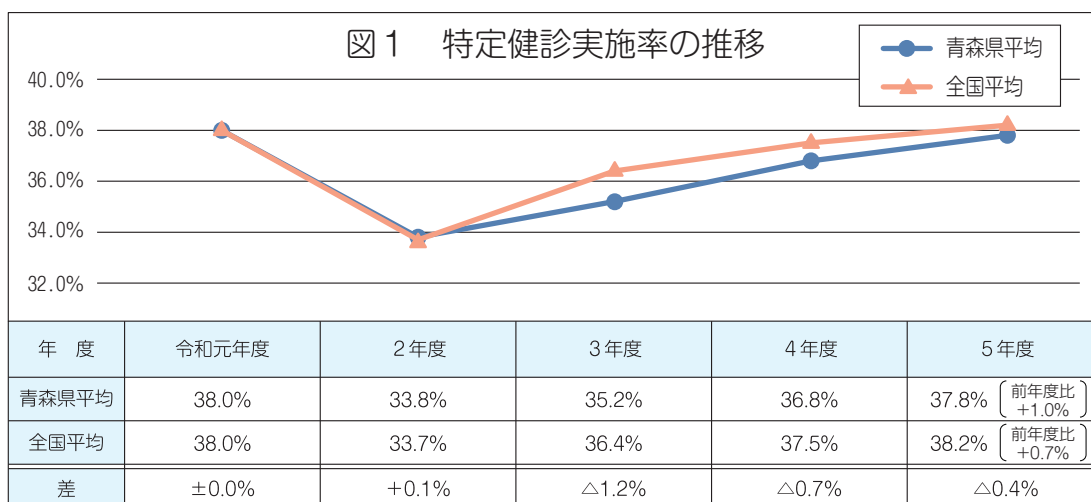
このたび、国保中央会において市町村国保の特定健康診査等実施状況（令和5年度実施分速報値）が取りまとめられましたので、直近5年間の実施状況をお知らせします。

本県における特定健診・特定保健指導実施率は、新型コロナウイルス感染症流行前（令和元年度）の水準には戻りきっていない状況ですので、各保険者には更なる実施率向上に向けた取組が求められます。

・特定健康診査

本県の特定健診実施率は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控え等により、令和2年度に制度開始（平成20年度）以来初めて低下しました。

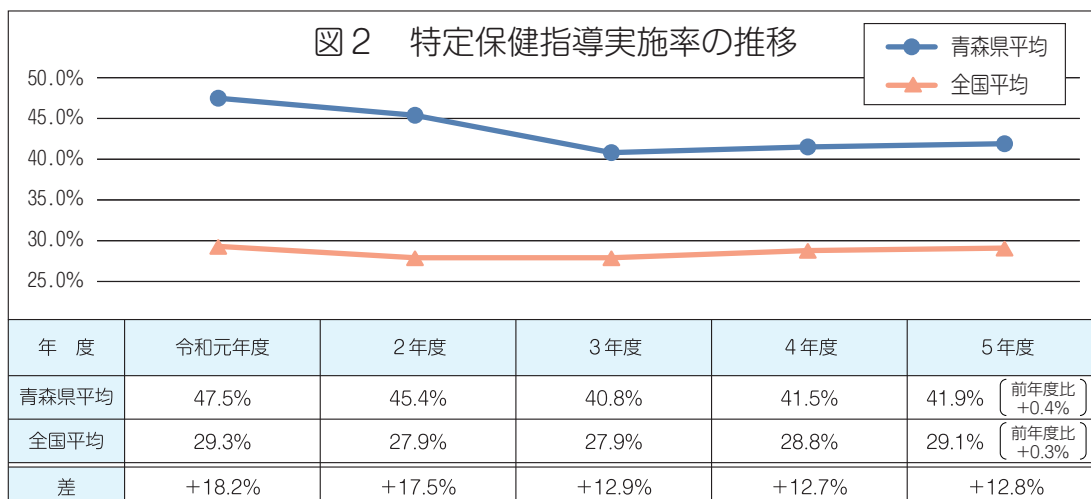
令和3年度からは再び上昇に転じ、令和5年度は37.8%となりましたが、全国平均を0.4ポイント下回っています。（図1参照）



・特定保健指導

本県の特定保健指導実施率は、制度開始以来全国平均よりも高く推移しており、その差は年々拡大傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から2年連続で低下しました。

令和4年度からは再び上昇に転じ、令和5年度は前年度を0.4ポイント上回る41.9%となっています。（図2参照）



「令和6年度を振り返る」

公益財団法人 医療科学研究所 相談役

江 利 川 毅

令和6年4月にスタートした私の「こくほ随想」は、今回が最後になる。反省はいろいろあるけれども、お付き合いいただいたことに感謝申し上げたい。

今後を展望するためにも、この一年を振り返ることは大事である。令和6年度はどんな年だったのだろうか。

前年度にはなるが、令和6年1月1日の能登半島地震は衝撃であった。地理・地形上の厳しい条件の中で復旧・復興への努力は重ねられているが、9月には豪雨・大洪水に見舞われ、誠に気の毒でならない。日本中の善意が集まって、早く復興してもらいたいと心から願っている。日本各地を見ると、8月の宮崎県の日向灘地震、各地での豪雨災害や台風の襲来、大雪被害、山火事など、大きな災害が続いている。地球温暖化の影響だけでなく、少子化の進行（人口減少）や人口の高齢化が日本社会の耐久力・復元力を弱くしているような気がする。日本社会の構造的な対応が必要になっているのではないかと思う。

政治のリーダーの交代も世界で起こっている。民意で選ばれているのであるから時代の要請なのかもしれないが、世界が不安

定化の方向に向かっているような気がしてならない。ウクライナへのロシアの侵攻、中近東の戦争、その他世界各地で緊張関係が生じている中で、アメリカのトランプ大統領やその政権を担う人たち、ヨーロッパでの超保守系の政党の躍進、中国の動向など、不安定要素が拡大しているような気がしてならない。そういう中で日本はどうすべきか。難しい課題だけれども、我々も当事者として心構えを持たなければいけないと思う。

闇バイトによる詐欺や強盗事件が、東南アジアを拠点とする国際的なネットワークを使って行われていることも驚きである。情報化が年々進化していることは、人々に大きなプラスをもたらしているけれども、悪用も常識を越えたものになっている。最後は、一人一人の心の持ち方に係わることで、倫理観・人間性という観点からの教育も深めていく必要があると思う。

昨年の明るいニュースは、ドジャースの大谷選手の活躍、オリンピックでの日本選手の活躍であろう。これは言うまでもない。

日本原水爆被害者団体協議会（被団協）



江利川 毅
TAKESHI ERIKAWA

生年月日 1947年4月13日

出身地 埼玉県

公益財団法人医療科学研究所 相談役

元内閣府事務次官

元厚生労働事務次官

元人事院総裁

PROFILE

【学歴】

1970年4月 東京大学法学部卒業

【職歴】

1970年4月 厚生省入省
1982年4月 厚生省大臣官房総務課長補佐
1985年8月 内閣官房内閣参事官
1988年6月 厚生省年金局資金運用課長
1990年6月 厚生省年金局年金課長
1991年7月 厚生省業務局経済課長
1993年6月 厚生省保険局企画課長
1994年9月 厚生省大臣官房政策課長
1996年7月 厚生省大臣官房審議官(年金担当)
1996年12月 厚生省大臣官房審議官(老人保健福祉担当)
高齢者介護対策本部事務局長
1998年1月 内閣官房首席内閣参事官
2001年1月 内閣府大臣官房長
2004年7月 内閣府事務次官(2006年7月退官)
2007年4月 日興フィナンシャル・インテリジェンス顧問(7月、理事長)
2007年8月 厚生労働事務次官(2009年7月退官)
2009年10月 埼玉医科大学特任教授
2009年11月 人事院総裁(2012年4月任期満了退官)
2012年5月 公益財団法人 医療科学研究所 理事長(2024年5月退任)
2013年4月 埼玉医科大学特任教授(現職)
2014年4月 公立大学法人埼玉県立大学理事長(2018年3月任期満了退任)

がノーベル平和賞を受賞したのも嬉しいことである。誰もが(多くの人がかもしれないが)原水爆禁止を願っているが、なかなかその方向に動かない。その現実と向き合いつながり、一途に運動を続けていく姿勢に頭が下がる。この受賞が世界に警鐘として受け止められ、原水爆禁止に向かって局面が打開されていくことを願わずにはいられない。

わが国では、少数与党の石破内閣の下で、来年度予算案の国会審議が行われている。与野党が議論を尽くし、協議を重ね、よりよい政策をつくり上げてもらいたいと思う。予算の一部修正について与野党協議が続いているが、深く日本の将来を考えて建設的な意見交換・政策立案ができるのであれば、この流れは前進といえるのではないかと思う。夏の参議院議員選挙に向けて、国民の歓心を買うような主張は願ひ下げである。国会は国権の最高機関としての矜持を持って、ふさわしい役割を果たしていただきたいと思う。

私にとっても、この一年は節目の年であった。5月に常勤職を辞して自由時間が増えたが、時間の有効活用は難しく、反省

することは多い。ただ、夏に前立腺ガンが見つかり、現在治療中であるが、職を辞してよかったと思う。今年2月に母が亡くなり、長男である自分が一定の役割を果たすことになるので、これも職を辞してよかったと思う。新年度からは、この一年の反省も踏まえて、生活の充実を心掛けたいと思っている。

お読みいただいた皆さんにとって、充実した令和7年度になることを心から願っています。

記事提供 社会保険出版社

第50回（令和7年度） 青森県自治体医学会開催日程のお知らせ

開催日時

令和7年8月23日（土）午後1時

場 所

青森市 ウェディングプラザアラスカ
4階『ダイヤモンド』

内 容

- （1）一般研究発表（13題程度）
- （2）シンポジウム(予定)

テーマ「チーム医療について」

司会者（コーディネーター）

八戸市立市民病院 院長 水野 豊氏

シンポジスト

調整中（6名程度）

◎昨年度の様子



自治体診療施設関係者等の
多数のご参加をお待ちしております

令和7年度保健協力員総会・研修会の開催について

県内保健協力員が年に一度一堂に会する機会です。

令和7年度の研修は県内保健協力員の活動紹介と耳の聴こえと認知症のつながりをテーマとした講演を企画しましたので、一人でも多く、保健協力員のみなさんに参加していただきたいと思います。

日 時	令和7年5月16日（金） 総 会 12時30分～13時15分 研修会 13時15分～15時30分		
場 所	リンクモア平安閣市民ホール（青森市民ホール）		
総 会	開 会 主催者挨拶 青森県保健協力員会等連絡協議会会長 成田 津江 来賓祝辞 青森県知事 宮下宗一郎 氏 議 事 青森県在宅保健師の会会長 新井山洋子 氏		
研 修 会	活動発表 座 長：国立大学法人弘前大学特別顧問・ 同大学院医学研究科社会医学講座特任教授・ 青森県総合健診センター理事長・ 青森県医師会健やか力推進センター長 中路 重之 氏 活動発表者：五戸町保健協力員会会長 三浦 浩子		
	講 演 テ マ：「耳の聴こえと認知症のつながりについて」 講 師：国立大学法人弘前大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科頭頸部外科講師 後藤 真一 氏 専門 … 中耳疾患、内耳性難聴、遺伝性難聴		
	耳の聴こえと認知症のつながりについて正しい知識を身に付けるとともに、難聴予防等の重要性について学ぶ機会とします。		

◎昨年度開催の保健協力員総会・研修会の様子



市町村職員対象研修会のお知らせ

市町村職員等を対象として、令和7年度に開催する研修会等の日程をお知らせします。
現段階で予定されている研修会等は下表のとおりですので、ご不明な点がございましたら各担当課にお問い合わせください。

○国保連合会関係

研修会(事業)名	開催時期	開催場所(開催方法)	担当課
国保情報集約システム及び国保総合システムに関する担当者研修会	4月21日(月)～ 6月13日(金)	オンデマンド配信によるWeb研修	管理課
障害者総合支援給付審査支払等事務担当者研修会	5月8日(木)～ 6月20日(金)	オンデマンド配信によるWeb研修	介護保険課
保健協力員研修会	5月16日(金)	青森市「リンクモア平安閣市民ホール (青森市民ホール)」	事業振興課
市町村介護保険事務初任者研修会	5月26日(月)～ 6月30日(月)	オンデマンド配信によるWeb研修	介護保険課
国保データベース(KDB)システム担当者研修会「基礎編」	5月下旬	研修内容を収録したDVDを配付	事業振興課
国保事務初任者研修会	6月上旬	研修内容を収録したDVDを配付	事業振興課
保健活動研修会	6月下旬	青森市内	事業振興課
介護サービス苦情処理担当者研修会	7月中旬～8月下旬	オンデマンド配信によるWeb研修	介護保険課
市町村介護保険事務担当者研修会	7月中旬、12月上旬	青森市内	介護保険課
特定健診・特定保健指導実践者育成研修(保険者協議会主催)	8月上旬	青森市内	事業振興課
保健協力員研修会(保健所管内毎)	8月下旬～11月下旬	保健所管内毎(県内6会場)	事業振興課
国保総合システム等に関する個別フォローアップ研修	8月下旬～11月下旬	青森市内	管理課
第三者行為求償事務担当者研修会	9月下旬	オンライン開催	事業振興課
在宅・現職保健師保健所ブロック別研修会	9月下旬～11月中旬	保健所管内毎(県内6会場)	事業振興課
保険税(料)収納事務担当者研修会	10月上旬	青森市内	事業振興課
介護給付適正化に関する個別フォローアップ研修	10月下旬～12月下旬	オンライン開催	介護保険課
レセプト点検業務担当者研修会	7月上旬～11月下旬	青森市「青森県共同ビル」	審査課
国保データベース(KDB)システム担当者研修会「実践編」	令和8年2月下旬	オンライン開催	事業振興課

○自治体病院開設者協議会関係

研修会(事業)名	開催時期	開催場所(開催方法)	担当課
第50回青森県自治体医学会	8月23日(土)	青森市「ウェディングプラザアラスカ」	事業振興課

東北ブロック・全国組織主催の研修会等

○国保連合会関係

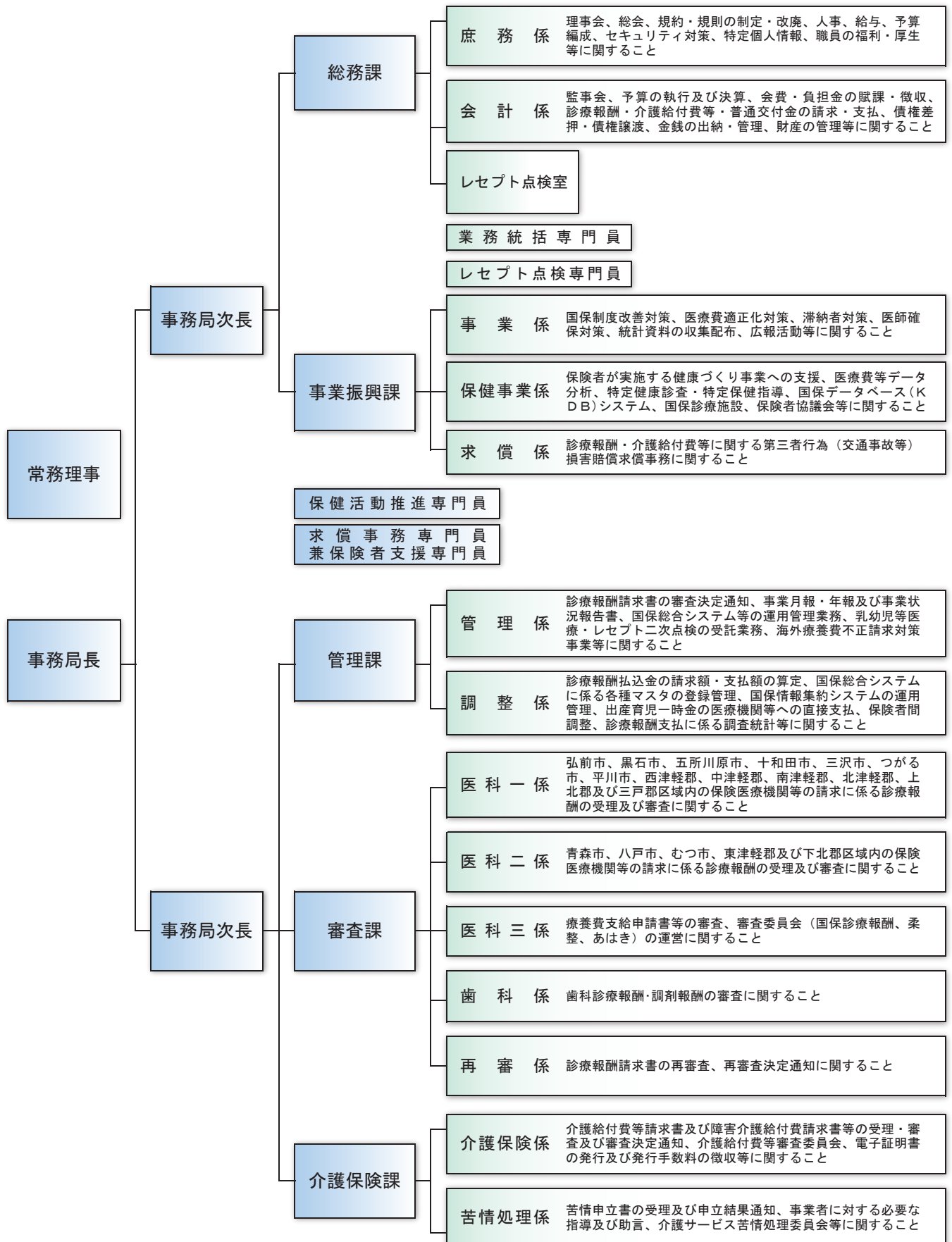
研修会(事業)名	開催時期	開催場所(開催方法)	担当課
東北地方国保運営協議会代表者連絡協議会	7月10日(木)～11日(金)	福島県福島市	事業振興課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に向けた研修会	7月中旬	オンライン開催	事業振興課
国保制度改善強化全国大会	11月14日(金)	東京都千代田区「砂防会館」	事業振興課

○自治体病院開設者協議会関係

研修会(事業)名	開催時期	開催場所(開催方法)	担当課
第39回地域医療現地研究会	5月30日(金)～31日(土)	島根県松江市「ホテル一畑」他	事業振興課
東北地方国保診療施設協議会連絡会議	9月19日(金)	福島県福島市「ホテル福島グリーンパレス」	事業振興課
第65回全国国保地域医療学会	10月3日(金)～4日(土)	和歌山県和歌山市「和歌山城ホール」他	事業振興課
自治体病院全国大会2025「地域医療再生フォーラム」	11月18日(火)	東京都千代田区「都市センターホテル」	事業振興課
地域包括医療・ケア研修会	令和8年1月16日(金) ～17日(土)	東京都千代田区「富士ソフトアキバプラザ」(オンライン形式との併催)	事業振興課

青森県国保連合会事務局組織図及び事務分担

(令和7年4月1日現在)



①必要書類（委託書）提出

- ・ 保険者で必要書類を作成し、連合会へ提出。

②受託通知書発出

- ・ 連合会から被害者、加害者及び求償先となる損保会社へ「損害賠償求償事務受託通知書」（様式第8号）を発出。
- ・ 保険者へも上記通知の「写」を発出。

③損保会社等との過失交渉

- ・ 請求内容に関する調査。
- ・ 自賠責保険会社へ残額の確認。
- ・ 任意保険会社もしくは加害者へ請求の場合、過失割合の交渉。

④損害賠償請求額確定

- ・ 請求額に異動が生じた場合、保険者へ「損害賠償請求額異動通知書」（様式第9号）により通知。
- ・ 保険者において、内容を確認のうえ請求額を決定し、「損害賠償請求額変更決定通知書」（様式第10号）を連合会へ提出。

⑤損保会社等への請求・収納

- ・ 請求額確定後、第三者へ損害賠償額の支払請求。
- ・ 損害賠償金が滞納になっている場合、電話連絡または文書による支払催促を行う。
それでもなお、支払いがないものについては顧問弁護士へ相談。
- ・ 連合会において最善の手段を尽くしたにもかかわらず、求償不能または裁判などによらなければならない場合は、「損害賠償求償事務委託解除理由通知書」（様式第16号）に関係書類を添え保険者に返送し、委託解除。

※その他の委託解除例

- ・ 連合会で受託した時点で時効となっていたもの。
- ・ 調査の結果、自由診療で治療を受けており保険診療がないもの。
- ・ 正常に停まっている車に追突した場合や、センターラインオーバーで対向車線を走行中の車と衝突した場合など相手側が無責のもの。

⑥納入通知書発行依頼

- ・ 損害賠償金を第三者から受け入れた場合、保険者へ「第三者行為に係る損害賠償金の送金について（通知）」（様式第17号）で納入通知書の発行を依頼。

⑦納入通知書発行

- ・ 保険者において、財務規則に定めた様式での納入通知書を連合会へ発行。

⑧送金処理

- ・ 保険者から送付された納入通知書に基づき、損害賠償金を指定口座に振込。

⑨完了通知書発出

- ・ 求償事務が完了したときは、「損害賠償求償事務完了通知書」（様式第19号）を保険者へ発出。

保険者訪問相談業務も実施しておりますので、第三者行為に関するご相談がありましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

また、本年9月下旬には「第三者行為求償事務担当者研修会（オンライン開催）」の開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

青森県国民健康保険団体連合会 事業振興課求償係

〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 県共同ビル3階 TEL 017-718-4973（課直通）FAX 017-723-1095

第三者行為損害賠償求償事務についてのお知らせ

国保連合会では、第三者行為損害賠償求償事務の委託・相談を随時受け付けしております。(費用は無料です。但し、委託料を新たに設けることを検討中です。)

必要書類を提出していただければ、損保会社との過失割合の交渉など専門的な事務を代行します。また、顧問弁護士を設置し、加害者直接請求など困難な事案にも対応しております。

1. 求償事案の発見

国保総合システムの「第三者確認機能」において、交通事故該当レセプト、また交通事故に関連性の高い病名のレセプトが抽出されていますのでご利用ください。

※詳細は、国保総合システムのお知らせ欄に掲載の「第三者行為求償事務（国保総合システム処理）保険者向けマニュアル（令和7年4月8日付）」を参照願います。

2. 委託の方法

一事案毎に「損害賠償求償事務委託書」等の提出書類を本会へ提出してください。なお、全ての書類が揃わない段階でも委託可能です。

【提出書類】

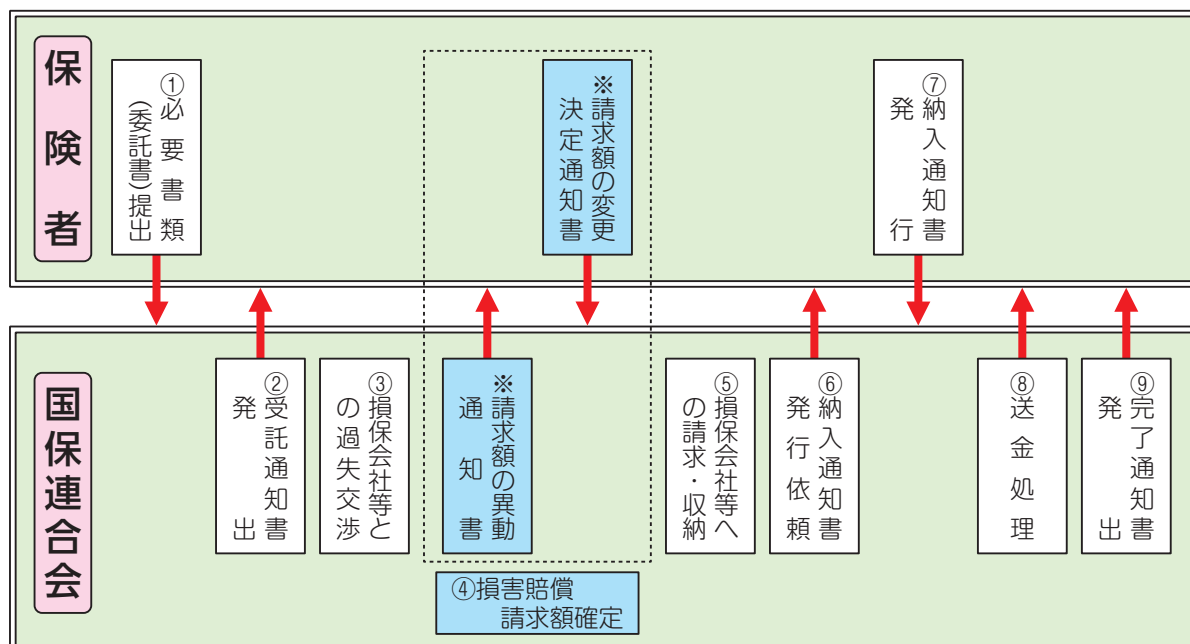
- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1)損害賠償求償事務委託書（様式第1号） | (7)代位取得通知書「写」（参考様式第5、6号） |
| (2)委任状（様式第2号） | (8)国民健康保険給付内訳書（様式第7号） |
| (3)第三者行為基本調査書（様式第3号） | (9)保険給付内訳書（様式第7号の1） |
| (4)交通事故証明書（様式第4号） | (10)診療報酬明細書「写」 |
| (5)事故発生状況報告書（様式第5号） | (11)その他参考となる関係書類（傷病届等） |
| (6)念書（被害者）（様式第6号） | |

※1. (8)、(9)、(10)については、後日の提出でもかまいません。

※2. (8)、(9)について作成が困難な場合、本会へご相談ください。

※3. 各様式は本会HPに掲載しておりますのでご利用ください。

3. 処理の流れ



※私病の混在や過失相殺により請求額が異動となる場合は、異動通知書により保険者へ連絡します。保険者では内容確認後、変更決定通知書を提出してください。

国民健康保険は、
病気やけがをしたときに
安心して医療が受けられるよう、
みんなで助け合う制度です。
みなさんの保険税(料)が、
国民健康保険をささえています。



国民健康保険税(料)は納期内に納めましょう。
**納付にお困りの際は、市役所・町村役場の
国民健康保険の窓口へご相談ください。**

青森県市町村国民健康保険・青森県国民健康保険団体連合会